

令和2年度

令和2年5月25日 第2号



梧中だより

作成者：荒川区立第五中学校長 岡本 芳明

○学校再開にあたり

荒川区立第五中学校長 岡本芳明

新型コロナウイルス感染防止に伴い、約3ヶ月の長い臨時休校期間が実施されましたが、6月1日から学校が再開されることになり、6月1日の始業式、6月2日に行われる入学式を経て様々な感染防止対策に取り組みながら6月3日より授業も始まります。第五中学校では5月22日に文部科学省から出された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」～「学校の新しい生活様式」～に基づき感染防止に努めるとともに、これからの「新しい生活様式」を踏まえた学校生活が実践できるよう「五中の行動モデル」（学校の対応、生徒・教職員の行動）を策定しました。このモデルは感染防止を最優先とした具体的な行動をわかりやすく示したものです。生徒も教職員もこのモデルを実行し感染防止に努めながら学習活動に取り組んでまいります。また、保護者の皆様にもご協力をお願いすることも多々ございますが生徒の命、健康安全を守ることをご理解いただきご協力をお願いいたします。

○衛生管理マニュアル（抜粋）：文科省 2020. 5. 22

・「新しい生活様式」の実践例

感染防止の3つの基本 ①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗い

- 人と人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用。
- 帰宅時にはまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える。可能であればシャワーもあびる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石鹸で丁寧に洗う。（手指消毒薬の使用も可）

・「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準 ※レベル3～レベル1に合わせ設定

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動 (自由意志の活動)
レベル3 「特定（警戒）都道府県」	できるだけ2m程度 (最低1m)	行わない	個人や少人数でのリスクの 低い活動を短時間
レベル2 「感染拡大注意都道府県」 「感染観察都道府県」	できるだけ2m程度 (最低1m)	リスクの低い活動 から徐々に実施	リスクの低い活動から徐々に 実施し、教師が活動状況 の確認を徹底
レベル1 「レベル2以下の状況」	1mを目安に最大限 の間隔	十分な感染対策を 行った上で実施	十分な感染対策を行った上 で実施

※レベル3～1は各自治体が衛生主管部局と相談の上判断する。

・学校の役割

校長を責任者として校内に保健管理体制を構築する。併せて、学校医、学校薬剤師等との連携を推進します。養護教員・各教員などとともに、学校医・学校薬剤師等と連携した保健管理体制を整備する。

「新しい生活様式」を実践するためには、生徒への指導のみならず、朝の検温や共同物品の消毒に加え、給食時間や休み時間、登下校時の見守りなど、地域のボランティア等の協力を得ながら学校全体として取り組む。

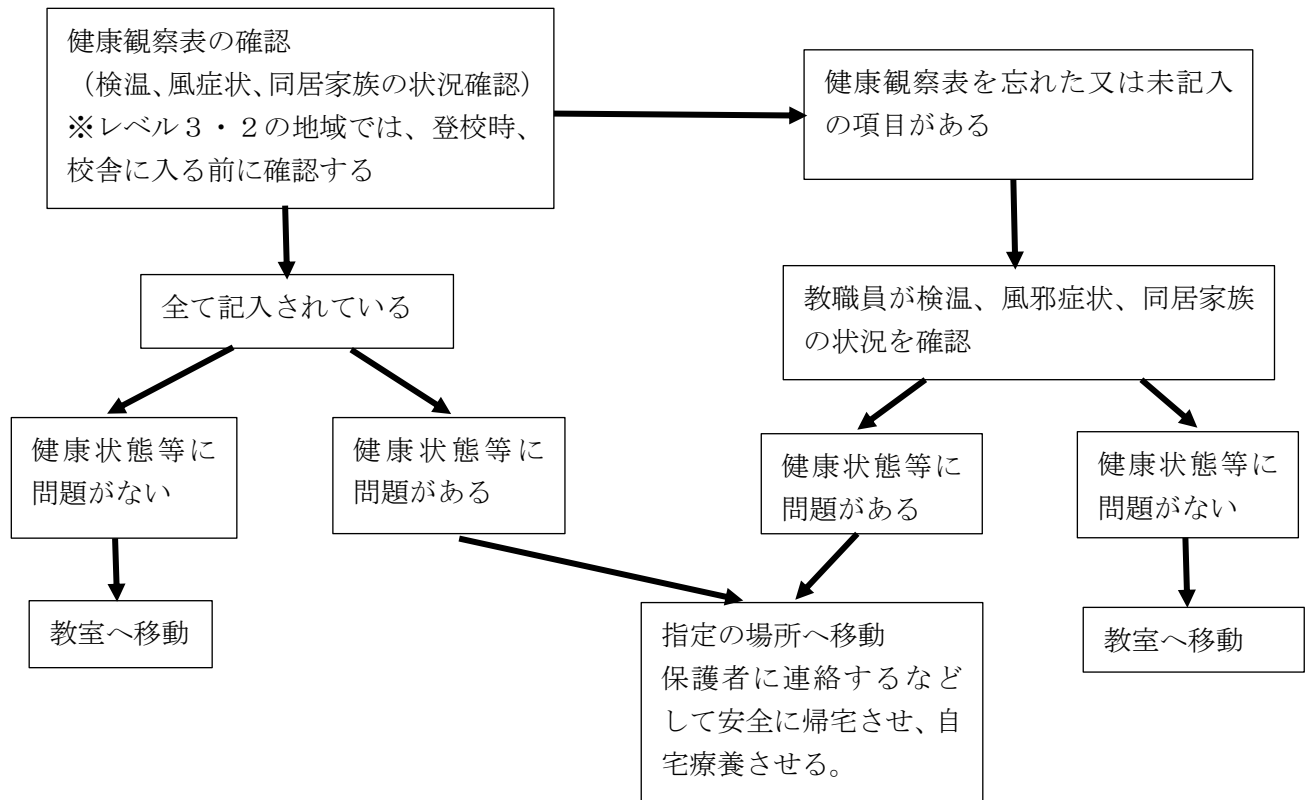
また、感染者が確認された場合の連絡体制をあらかじめ確認し、冷静に対応できるように準備する。

・家庭との連携

毎日の生徒等の健康観察はもちろんのこと、例えば、家族に発熱、咳などの症状がある場合には、蔓延している地域では、生徒の登校を控えることも重要です。

休日において不要不急の外出を控える、仲の良い友人同士の家庭間の行き来を控える、家族ぐるみの交流による接触を控えるなど、学校を通じた人間関係の中で感染が広がらないよう細心の注意が必要です。

・健康観察表を使用した登校時の健康観察（例）



・手洗いの6つのタイミング

- ・外から教室に入るとき。(帰宅したとき)
- ・咳やくしゃみ、鼻をかんだとき。
- ・給食(昼食)前後。
- ・掃除の後。
- ・トイレの後。
- ・共有のものを触ったとき。

・消毒について

教室やトイレなど生徒が利用する場所のうち、特に多くの生徒が触れる場所(机、椅子、扉、ドアノ

ブ、手すり、スイッチ等)は、1日1回以上消毒液(消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等)を使い清拭します。

学校では様々なものを共有しており、用具や物品の共有を避けることができれば避けるようにしますが、消毒できるものについては消毒を行い、使用後には手洗いをするように指導します。

・抵抗力を高めること

①「十分な睡眠」②「適度な運動」③「バランスの取れた食事」を心がけるよう指導します。

・給食

※文科省のガイドラインに基づき、五中では「お弁当型の給食」として教員が配食し、2グループに分け、前向きで喫食させます。

・各教科等における感染防止対策

各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い活動」として以下のような活動が挙げられます。

- ・各教科に共通する活動として「生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
 - ・理科における「室内で生徒が近距離で活動する実験や観察」
 - ・音楽における「室内で生徒が近距離で行う合唱及びリコーダー等の楽器演奏」
 - ・美術、技術における「生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
 - ・技術家庭科における「生徒同士が近距離で活動する調理実習(制作活動)」
 - ・保健体育における「生徒が密集する運動」「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
- ※各教科では上記を踏まえ授業に取り組んでいきます。

・学校で感染者が発生した場合の対応

生徒や教職員の感染が確認された場合、濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、学校の全部または一部の臨時休業を実施します。その後、校長は、感染した生徒等や保健所の調査により濃厚接触者に該当すると判断された生徒等について、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取ります。感染者や濃厚接触者が教職員である場合は、出勤させない扱いとします。

新型コロナウイルス感染防止のための「五中行動モデル」

学校の対応

- ・文科省の「新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき取り組む。
- ・分散登校とし教室では座席の間隔を広げて授業を行う。
- ・授業中は常に教室の扉(前後)、窓を開け空調機を使用し換気に努める。
- ・授業中は対面としないようにする。
- ・校内では常に玄関、廊下の窓を開け換気に努める。
- ・登校前、昼休み、下校後に机、椅子、下駄箱、階段の手すり、教室やトイレの扉等を消毒する。
- ・弁当形式(折詰)の給食として教室の座席間隔をあけ前を向いて喫食する。
- ・弁当給食の配膳は教員が行う。

生徒の行動

- ・発熱等の風邪の様な症状がみられた時には自宅で休養する。
- ・免疫力アップに努める。(十分な睡眠、バランスの取れた食事、適度な運動)
- ・登校前に健康記録を記入し毎日提出する。
- ・常にマスクの着用。(給食を食べる時以外) ※家にはない場合は要相談
- ・登下校は1人で行う。(途中で他の人に会ったら間隔をとる)
- ・登校したら石鹸で手を洗い教室へ入る。
※ハンカチやタオルを必ず持参し、貸し借りは行わない。
- ・帰宅したら石鹸で手を洗う。
- ・休み時間は極力自席で過ごし、大声でしゃべらない。
- ・休み時間や教室移動時は密にならない。
- ・給食前にも必ず石鹸で手を洗う。
- ・給食時は前を向きしゃべらないで食べる。自分に配膳されたものを他の人にあげない。
- ・授業中は大きな声でしゃべらない。
- ・他の人との接触を避ける。
- ・発熱等具合が悪くなった場合はすぐに申し出る。(発熱の場合は原則早退とする)

教職員の行動

- ・常日頃の健康管理、基本的な感染防止の行動に努める。
- ・出勤前に健康記録を記入し毎日提出する。
- ・常にマスクを着用。
- ・登下校時には玄関に立ち密にならない指導及び生徒の健康観察を行う。
- ・休み時間に巡回を行い密にならないよう注意喚起を行う。
- ・教室内、廊下等校内の消毒作業を確実にを行う。

保護者の方へのお願い

すでに各ご家庭において、新型コロナウイルス感染予防に取り組んでいただいているところでございますが、学校再開にあたり引き続きご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○毎日の健康観察をお願いいたします。

※配布しました「健康の記録」に必要な事項を記入し毎日提出するようお願いいたします。

⇒感染予防対策を目的として健康観察を行っておりますが、お子様自身も健康に関心を持ち、自己管理能力を育成するきっかけとなればと思います。ご協力をお願いいたします。

【登校をひかえる症状】※ご心配な点がございましたらご連絡ください。

- ・発熱、咳、鼻水などの風症状。
- ・前日高熱を出し、当日も体調がよくない。
- ・下痢(腹痛)、吐き気(嘔吐)がある。

※「出席停止」扱いとなり
欠席にはなりません。

※ご家族の方で、上記のような症状がある場合には、お子様を登校させる前にお電話でご相談ください。